

# 農用地利用計画変更(編入・除外)申請書

平成 年 月 日

常総市長 殿

## 1. 申請者(事業計画者)の住所・氏名

住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 職業 \_\_\_\_\_

## 2. 変更の目的

\_\_\_\_\_

## 3. 申請地の所在

所在地 常総市 \_\_\_\_\_ 町字 \_\_\_\_\_ 番地 \_\_\_\_\_  
台帳地目 \_\_\_\_\_ 現況地目 \_\_\_\_\_ 面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
利用状況 \_\_\_\_\_ 耕作者氏名 \_\_\_\_\_  
所有者の住所 \_\_\_\_\_ 職業 \_\_\_\_\_  
所有者の氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 事業計画者との関係 \_\_\_\_\_

※ 土地所有者は、当該計画に同意する場合には必ず上記氏名欄に署名捺印してください。

## 4. 事業計画

事業開始及び完成予定時 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日  
施設の概要 \_\_\_\_\_  
建物等の名称及び構造 \_\_\_\_\_  
建物等の面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 棟数 \_\_\_\_\_ 棟

## 5. 事業実施によって付近の土地、作物、家畜等に及ぼす被害の有無及び防除施設の概要

\_\_\_\_\_

## 6. その他参考となるべき事項

\_\_\_\_\_

※ 書類作成等代理担当者名・連絡先 \_\_\_\_\_

## ※ 除外する場合の最低必要条件(すべてを満たす必要あり)

- 1 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替する土地がないこと。
- 2 周辺の営農環境への支障が軽微であり、農地の集団性を損なうおそれがなく、土地利用の混在が生じないこと。
- 3 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 土地改良事業等が行われた土地について、完了した翌年度から起算して8年を経過していること。
- 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれのないこと。

## ※ 添付書類(原則として3ヶ月以内作成のもの) 2部提出

### (1) 当該地を選定した理由書

- ・事業の必要性、緊急性及び農用地区域内に選定した理由について
- ・農用地区域内外の所有地の有無について  
(なぜ該当地なのか・所有地一覧表に具体的に記載すること)  
当該地以外の候補地についても地図等におとし、検討したが選定できない理由等を具体的に明記する。

### (2) 事業計画位置図(案内図として)

住宅地図等に記入

### (3) 変更後の利用計画図

- ・建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図(平面図)  
取水、排水処理計画および申請地に接する道路の幅員、建築基準法の道路の「法42条〇項〇号道路」等を明記する
- ・建物以外の場合は、具体的計画図  
縮尺(1/100~1/250程度)、寸法を記入

### (4) 隣接地所有者の同意書

### (5) 登記事項証明書

### (6) 公 図(法務局発行)

- ・申請地(分筆予定線)および隣接地の地目、面積、所有者を記入

### (7) 事業計画者と土地所有者との関係がわかるもの

- ・戸籍(事業計画者と土地所有者との関係)
- ・売買、贈与、賃貸契約、使用貸借予定等の場合は、土地所有者の同意書
- ・所有者と耕作者が異なる場合は、耕作者の同意書

### (8) 住宅を建てる場合(事前に都市整備課開発係へ相談してください。)

- ・住民票(アパート等に住んでいる場合、賃貸契約書の写し添付)
- ・農業を営む者の証明(農家住宅の場合)農業委員会発行
- ・50戸または6戸連担図(住宅地図および1/2500の都市計画図)  
※都市計画図に計測距離を記載

### (9) 建物を伴わない場合

- ・甲種・第1種農地の場合、集落に接続してなければならない等、要件あり。

### (10) その他(上記書類等で補足、参考となるもの。)

※ 当該地が土地改良区の管轄内の時は、後日(当市から要請します。)  
土地改良区の意見書が必要となりますので、事前に該当土地改良区へ  
意見書が出せるかどうか(地区除外できるかどうか)相談して下さい。

※ 当該地が農地転用の見込みがあるかどうか、農業委員会へも相談して下さい。  
事業計画者及び土地所有者に違反転用がある場合、是正しないと認められ  
ませんので、ご承知おきください。



# 事業計画図

(縮尺 1/ )

建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図

(縮尺 1/ )





## 農業振興地域整備計画変更スケジュール

1回目	2回目	
5・1	10・1	受付開始
5・31	10・31	受付締切
6・1	11・1	全土地改良区へ受益地及び意見書の有無を照会
6・15	11・15	土地改良区・農協・農委へ意見書依頼
6・20	11・20	都市整備課開発係・農業委員会との事前打合せ
8・10	2・10	常総市農業振興地域整備促進協議会開催
8・28	2・25	県西農林事務所へ事前協議書提出
9・30	3・30	県総合農振調整会議
10・15	4・15	県西農林事務所から事前協議回答
10・16	4・16	法11条公告(30日+15日)
10・16	4・16	見込み書を申請者に通知
11・30	5・30	法11条公告完了
12・1	6・1	県西農林事務所へ法定協議提出
12・10	6・10	県西農林事務所から法定協議回答
12・11	6・11	法12条公告
12・12	6・12	除外完了
12・12	6・12	県西農林事務所へ完了報告